

福島県地域の高齢者等の支援に関する協定書

福島県（以下「甲」という。）と株式会社セブン-イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）、株式会社イトーヨーカ堂（以下「丙」という。）、株式会社ヨークベニマル（以下「丁」という。）とは、福島県内の各市町村の地域における高齢者等の支援について、次のとおり協定を締結する。

なお、甲は、乙が直営店方式またはフランチャイズ方式によるコンビニエンスストア「セブン-イレブン」（以下、「セブン-イレブン店」という。）を展開しており、フランチャイズ方式による展開においては、乙と別途独立した経営主体（以下「オーナー」という。）がセブン-イレブン店を経営しており、本協定についての甲の推奨を応諾したオーナーが、本協定記載の内容等を実行することを十分に理解する。

（目的）

第1条 本協定は、各市町村の高齢者等地域社会で支援する必要があると思われる者の生活の見守り活動や、認知症サポーターの養成、雇用の推進等（以下「高齢者等の支援活動」という。）について、甲、乙、丙及び丁が相互に協力することにより、高齢者等の孤立化防止や雇用促進、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

（甲の責務）

第2条 甲は、各市町村および関係機関等に対し、本協定の趣旨を周知するとともに、高齢者等の支援活動の円滑な実施について、乙（セブン-イレブン店を含む）、丙及び丁と各市町村との協力関係を作るため、必要な支援を行うものとする。

（乙、丙、丁の責務）

第3条 乙、丙及び丁は、県内の乙、丙及び丁の事業所に対して、本協定の趣旨を周知するとともに、別記の取組について各市町村と協議し、合意に至った場合は、誠実にこれを実行するものとする。なお、乙は、県内のオーナーが経営するセブン-イレブン店に対しても本協定の趣旨を周知させ、当該取組を実行することを推奨するものとする。

（免責）

第4条 乙（セブン-イレブン店を含む）、丙及び丁は、別記の連絡を行うことができなかった場合であっても、また、別記の連絡を行ったことにより紛争が生じた場合であっても、それらの責任を負わないものとする。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から起算して1年間とする。
ただし、有効期間満了の日の1月前までに、甲、乙、丙及び丁のいずれからも終了の意思表示が無いときは、本協定は同一条件により更新されるものとし、以後も同様とする。

(協定の変更)

第6条 甲、乙、丙及び丁のいずれかが、本協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(疑義等の決定)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び丁で協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁それぞれ記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成27年3月26日

甲：福島県福島市杉妻町2-16
福島県
福島県知事 内堀 雅雄



乙：東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン-イレブン・ジャパン
代表取締役社長 井阪 隆一



丙：東京都千代田区二番町8番地8
株式会社イトーヨーカ堂
代表取締役社長 戸井 和久



丁：福島県郡山市朝日二丁目18番2号
株式会社ヨークベニマル
代表取締役会長 大高 善興



別記（第3条関係）

- 1 セブン-イレブン店は、それぞれが行うお届けサービス、事業所での販売などの通常の業務全般を通じて、地域における見守り活動に協力すること。
- 2 丙及び丁は、それぞれの事業所での販売などの通常の業務全般を通じて、地域における見守り活動に協力すること。
- 3 セブン-イレブン店は、お届けサービスで個人宅等を訪問した際、訪問先で次に掲げる異変等を発見したときは、その状況等を総合的に判断した上で、必要と思われる場合には、各市町村が指定する部署へ連絡を行うこと。
 - (1) 配達時はいつも玄関に出てくるのに、玄関に施錠もなく、呼び出しても応答がない。
 - (2) 郵便受けに新聞や郵便物がたまっている。
 - (3) 日中にもかかわらず外灯が点灯されたままであったり、日没後でもカーテンが閉められておらず、人影も確認できない。
 - (4) 頻繁に罵声が聞こえたり、物を投げる音がするなど、虐待、暴行を受けているおそれがあると思われたとき。
 - (5) その他、異変等が発生していると推測できる状況のとき。
- 4 倒れている人を発見した場合など、緊急性が高いと思われる場合には、セブン-イレブン店は、救急車の手配や警察への連絡を行うこと。
- 5 乙、丙及び丁は、お届けサービス等を通じて、お買い物にお困りの高齢者等の買い物支援に取り組むものとする。
- 6 乙、丙及び丁は、認知症高齢者やその家族が安心して暮らせる地域社会を目指し、認知症サポーター養成に取り組むものとする。
- 7 乙、丙及び丁は、高齢者等の雇用に努めるものとする。
- 8 乙、丙及び丁は、本取組を通じて高齢者等の地域活動支援に取り組むものとする。